

全建労発第65号  
平成17年8月18日

各都道府県建設業協会  
事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会  
専務理事 小平 申二  
(公印省略)

石綿を含有する在庫品の使用等の禁止について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」により施行日前に製造され、又は輸入された製品については、施行日以降も使用等ができることとされていますが、今般の石綿被害の社会的な問題に鑑み、施行日以前に製造され石綿を含有する在庫品についても、在庫品の新たな使用等を直ちに停止するよう、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より、周知協力依頼がありました。

つきましては、貴協会傘下会員に対して同対応をご周知いただきますようお願い申し上げます。

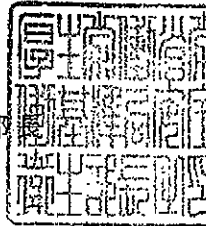
以上

基安発第0726004号

平成17年7月26日

(社)全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部



石綿を含有する在庫品の使用等の停止について

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素よりご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、石綿を含有する在庫品については、平成15年11月19日付け基発第1119005号「石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」により、使用している製品中の石綿含有製品の有無を確認し、石綿含有製品を使用している場合は、今後新たに導入する製品については無石綿製品に転換するよう要請していたところです。

施行日前に製造され、又は輸入された製品については、施行日以降も使用等ができることとされていますが、石綿の有する有害性により、石綿を含有する物の製造等が禁止された趣旨に加え、石綿被害が社会的な問題となっている今般の状況に鑑みると、施行日以前に製造された石綿を含有する在庫品についても、新たな使用等を直ちに停止することが強く求められています。

つきましては、これらの状況をご理解のうえ、在庫品の新たな使用等を直ちに停止するよう貴協会会員に対して、周知、徹底をお願いいたします。